

(仮称) 八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行う等、適切に対応すること。

また、本事業は既設風力発電所の更新計画であることから、既設の風力発電所の設置の際に行った環境影響評価結果等の過去の知見を踏まえ、本事業の実施による周辺環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

- (2) 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、準備書においては、これらを可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を詳細に記載すること。

また、本事業の内容について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、本事業に対する理解を得るよう努めること。

- (3) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価すること。

- (4) 既設風力発電機の撤去工事を風力発電機の新設工事と並行して実施する計画であることから、準備書においては、撤去工事の実施による周辺環境への影響についても、適切に調査、予測及び評価すること。

- (5) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び風車の影

本方法書では、風力発電機の更新に当たり、最寄りの住居からの離隔距離を既設風力発電機よりも確保することとしているが、新設風力発電機は既設風力発電機より大型化する計画であることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

- (2) 振動

本方法書では、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う振動による影

響について、同等の規模の風力発電所の設置の事業において影響が軽微であったことを理由に、環境影響評価項目として選定していないが、本事業は既設風力発電機の撤去工事を並行して実施する計画であることから、工事の実施に伴う振動による生活環境への影響が懸念される。

このため、準備書においては、工所用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う振動による影響について評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。

(3) 動物

実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地である小友沼や八郎潟干拓地の周辺に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性がある。また、当該区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・障害やバードストライクの発生が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点、時期及び回数等を見直すことにより、本事業の実施による鳥類への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(4) 景観

実施区域周辺には複数の住居や「釜谷浜海水浴場」等の主要な眺望点が存在し、新設風力発電機は既設風力発電機より大型化する計画であることから、本事業の実施による日常的な生活環境の場及び主要な眺望点からの景観への影響が懸念される。

このため、地域住民等の意見を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加するとともに、フォトモンタージュによる予測及び評価を行う等により、本事業の実施による景観への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

また、風力発電機の規模や配置等の検討に当たっては、地域住民等に検討の経緯及び結果について丁寧な説明を行い、述べられた意見を十分に勘案すること。

(5) その他

事業者は、既設風力発電機の基礎杭（以下、「既存基礎杭」という。）に接続された接地極を新設風力発電機の避雷設備として有効利用するために、既存基礎杭の一部を存置する意向を示しているが、当該基礎杭は産業廃棄物に該当する可能性がある。

このため、既存基礎杭の存置に当たっては、関係機関と協議を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適切に対応すること。